

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、瑞穂市地域公共交通協議会(以下「発注者」という。)が実施する「令和 8・9 年度瑞穂市地域公共交通計画策定業務」(以下「本業務」という。)に関し、受託者(以下「受注者」という。)が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

(目的)

第 2 条 瑞穂市の公共交通は、平成 11 年に旧穂積町で「ほづみバス」が導入され、平成 15 年の合併後に「みずほバス」として旧巢南地域へ拡大し、その後は地域の要望に応じた見直しを重ね、現在は岐阜乗合自動車株式会社への委託により 4 路線(8 系統)を 100 円均一運賃で運行し、市民の日常的な移動を支えてきた。

しかし、公共交通を取り巻く状況は大きく変化しており、全国的な課題である人口減少・高齢化の進展、運転手不足の深刻化に加え、今後、本市においては新庁舎建設や J R 穂積駅周辺の土地区画整理事業など都市構造が変化していくなかで、誰もが安全・安心に移動できる仕組みを確保することが喫緊の課題である。

市民からは多様なニーズに適した便の不足や停留所の利便性に関する意見が寄せられており、利用者負担が小さい一方で市の財政負担が大きい現行制度の持続可能性も問われている。

また、公共交通は、高齢者や障がいのある方をはじめとする全ての市民の社会参加を支える重要な生活基盤であり、地域福祉施策とのより一層の連携が不可欠である。加えて、これまで実施してきた利用促進策を個別の取組みに終わらせることなく、ICT 等を活用した情報発信の強化や、多様な決済手段の導入などを計画的かつ持続的に展開する体制づくりも求められている。

この様な背景を受け、本業務は、第 3 次瑞穂市総合計画や瑞穂市都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、公共交通の現状と課題を体系的に分析・評価し、市民、交通事業者、行政等の多様な主体との「共創」を基本として、地域の実情に即した公共交通の将来像を明らかにしたうえで、地域公共交通計画の策定を行うことを目的とする。

(業務場所)

第 3 条 本業務における業務場所は、瑞穂市全域及び瑞穂市に關係する公共交通(鉄道・民間路線バス等)が運行する周辺市町とする。

(監督員の指示及び疑義)

第 4 条 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書及び本市監督員の指示に従わなければ

ばならない。ただし、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第5条 本業務の管理技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者であり、過去10年間に岐阜県、愛知県及び三重県内の地方公共団体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条で規定する協議会が発注する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条で規定する地域公共交通計画の策定業務実績（元請に限る）について、管理技術者又は担当技術者としての実績を有していなければならない。

2 本業務の照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者でなければならない。

(業務計画)

第6条 受注者は、契約締結後速やかに、発注者と十分な打合せを行い、次の各号に掲げる書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴証明書及び保有資格証明書）
- (4) 業務計画書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

(テクリスの登録)

第7条 受注者は、契約時または変更時において、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。))を除く10日以内、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内、完了時は業務完了後10日（休日等を除く）以内、期間内に適宜登録機関に登録申請しなければならない。

(損害賠償)

第8条 本業務遂行中に第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、本業務の実施に際して、知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に

知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、本業務完了後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

(工期)

第11条 本業務の工期は、契約締結の翌日から令和10年3月31日までとする。

(成果品の納入場所)

第12条 本業務の成果品は、瑞穂市企画部総合政策課へ納入するものとする。

(完了)

第13条 受注者は、完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに、複製や他への公表、貸与をしてはならない。

(瑕疵等)

第15条 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

第2章 業務内容

(令和8年度業務内容)

第16条 令和8年度の業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 瑞穂市の地域概況

(1) 瑞穂市の概況

交通需要が発生・集中する背景となる瑞穂市人口の集積・分布・今後の動向、都市機能施設の立地状況を把握するとともに、最新のパーソントリップ調査結果等既存データ調査より、瑞穂市の交通特性を把握する。

(2) 上位・関連計画の整理

最新の総合計画、都市計画マスタープラン等本業務の上位計画及び関連計画を整理し、瑞穂市が目指す将来像、公共交通に関する基本方針を整理する。

2. 公共交通の現状

(1) 公共交通ネットワークの形成状況

市内を運行する公共交通ネットワークの形成状況及び交通結節点の整備状況を整理するとともに、隣接市町における公共交通ネットワークの整備状況を整理する。

(2) 公共交通の利用状況

市内を運行する公共交通の各路線の利用者推移について、サービス水準（路線新設、変更、廃止等）と合わせて整理する。

(3) 公共交通の運行実態

市内を運行する公共交通の各路線のサービス水準（運行時間帯・運行本数等）、運行経費（国、県補助金、市負担金、運賃等収入の内訳）及び収支率等運行実態の推移を整理する。

3. 市民ニーズ等の把握

(1) 市民アンケート

市民の日常的な移動実態、公共交通に期待する役割、公共交通を利用しない理由、公共交通が利用可能となる条件、公共交通維持にかかる費用負担のあり方などを把握するため、15歳以上の市民3,000人を対象としたアンケートを企画、実施、集計及び分析を行う。

(2) バス乗降調査

みずほバスについて、路線別、便別のバス停間OD（乗降バス停）等の利用実態を把握するため、乗降調査を企画、実施、集計及び分析を行う。

対象は、平日休日各1日の全便を対象とし、調査員がバス車内へ乗車し調査を実施する。

(3) バス利用者アンケート

公共交通の満足度、改善事項や利用促進のアイデアなどを把握するため、上記(2)バス乗降調査の実施に合わせ、バス等利用者へアンケート調査票を手渡し配布、郵送回収等による調査を企画、実施、集計及び分析を行う。

(4) 交通事業者等関係者ヒアリング

市内公共交通路線の安全運行を確保するうえでの問題点や改善事項、より良い公共

交通利用を創出するためのアイデアなどについて、市内を運行する交通事業者を始めとする福祉バス事業者等関係者を対象としたヒアリング調査を実施し、本業務の基礎資料とする。

4. 瑞穂市における地域公共交通の課題及び地域公共交通計画（骨子案）の提案

これまでの検討結果を踏まえ、バス等サービス水準と利用者ニーズとの関係、市が目指す将来都市像と市民・利用者が期待する公共交通の役割、地域ごとのモビリティのあり方、自動運転、交通空白地帯における新モビリティのあり方を明確にしたうえで、市における公共交通の課題を整理するとともに、次に策定する瑞穂市地域公共交通計画の骨子案を提案する。

5. 瑞穂市地域公共交通協議会の運営支援

瑞穂市地域公共交通協議会の開催に必要な資料作成を行うとともに、協議会への出席及び議事要旨の作成を行う。なお、協議会の開催数は以下に示す3回とする。

- 第1回 ・業務の目的、主旨、策定までのスケジュールについて
 - ・瑞穂市の地域概況、公共交通の現状の調査結果について
 - ・市民アンケート調査及びバス利用者アンケートの調査票について
- 第2回 ・市民アンケート及びバス利用者アンケート結果について
 - ・バス乗降調査結果について
 - ・交通事業者等関係者ヒアリング結果について
- 第3回 ・公共交通の課題及び瑞穂市地域公共交通計画（骨子案）について

6. 打合せ

打合せは4回行うことを原則とするが、業務実施上に、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

（令和9年度業務内容）

第17条 令和9年度の業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 瑞穂市地域公共交通計画（案）の検討

上記で整理した瑞穂市における公共交通の課題及び瑞穂市地域公共交通計画（骨子案）の提案に基づき、以下に記載される事項を盛り込んだ瑞穂市地域公共交通計画（案）の検討を行う

<瑞穂市地域公共交通計画に盛り込むべき事項>

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 地域公共交通計画の区域
- ③ 地域公共交通計画の目標

- ④ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤ 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 地域公共交通計画の計画期間
- ⑦ 立地の適正化及び観光振興に関する施策との連携に関する事項
- ⑧ その他必要事項

2. 瑞穂市地域公共交通計画書の作成

上記までの検討経緯結果について、瑞穂市地域公共交通計画（案）の作成を行い、その案をパブリックコメントにて広く市民等へ周知した上で、パブリックコメントで得られた意見等の整理を行い、必要に応じて意見等を反映した地域公共交通計画書の本編及び概要版の作成を行う。

3. 業務報告書の作成

上記検討経緯結果について分かりやすくとりまとめ、業務報告書の作成を行う。

4. 瑞穂市地域公共交通協議会の運営支援

瑞穂市地域公共交通協議会の開催に必要な資料作成を行うとともに、協議会への出席及び議事要旨の作成を行う。なお、協議会の開催数は以下に示す4回とする。

- 第4回 ・瑞穂市地域公共交通計画（案）について
- 第5回 ・瑞穂市地域公共交通計画（案）について
- 第6回 ・瑞穂市地域公共交通計画（案）について
- 第7回 ・パブリックコメントの結果について

5. 打合せ

打合せは4回行うことを原則とするが、業務実施上に、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

第3章 成果品

(成果品)

第18条 本業務の成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 瑞穂市地域公共交通計画本編 | 30部 |
| (3) 瑞穂市地域公共交通計画概要版 | 30部 |
| (4) その他、監督員が必要と認めたもの | 一式 |
| (5) 上記電子データ | 一式 |